（様式第２号）

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日南町長

平成２５年度日南町特色ある地域活動補助金の交付決定について（通知）

　平成　　年　　月日付で交付申請のあった、平成２５年度日南町特色ある地域活動補助金について、日南町補助金等交付規則（昭和４５年日南町規則第２２条）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、第８条第１項の規定により通知します。

記

１　補助金の交付対象となる事業は平成　　年　　月　　日付で交付申請のあった

　平成　　年度日南町特色ある地域活動補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の事

業とし、その内容は、申請書の事業内容の記載のとおりとする。

２　補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内

容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通

知するところによるものとする。

　　　　　　　　補助事業に要する経費　　金　　　　　　　　円

　　　　　　　　補　助　金　の　額　　　金　　　　　　　　円

３　補助事業は、平成　　年　　月　　日までに完了しなければならない。

４　補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書を提出して

承認を受けなければならない。

５　補助事業が完了したときは、別に指示するところにより実績報告を提出すること。

６　補助事業の適正な遂行を図るため必要があると認めるときは、検査員をして当該補

助事業にかかる帳簿、書類、その他物件を検査することができる。

７　補助事業は、この通知のほか、日南町補助金等交付規則の定めるところに従わなけれ

ばならない。